

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

# 相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 DV相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外 (児童虐待通告のみ)		—	—	市役所直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター1階)	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター	—	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター1階)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通報のみ)		—	—	
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	4日、11日、18日、25日 (いずれも水曜日) 13時～17時	13:00～17:00	市民文化センター研修室1	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます。) ☎要予約	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	21日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター研修室1	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 ☎14日(土) ☎電話、窓口	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター2階ボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課(市役所北館2階)	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース(市民文化センター3階)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	教育相談	火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)	
	子育て相談	火・木・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員	
精神科医による精神保健相談	12日(木)	13:30～15:00	県東広島庁舎2階保健相談室	☎精神科医 ☎個別相談 ☎☎電話	県西部東保健所保健課(代表) ☎(082)422-6911

## 市政への要望 (文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(地域づくり推進課)	☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270
--	-----------------------------------

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Saturdays【土】	9:00～13:00		
	Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】	13:00～17:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html	
中文 中国語	星期一、二、五、日【月、火、金、日】	9:00～13:00		
Tiếng Việt ベトナム語	星期四、六【木、土】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談	11月14日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 <b>1週間前までに予約が必要。</b> 相談時間は約40分	市民文化センター 研修室	

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
空き家のこと何でも電話相談	7日(土)	10:00～16:00	相談ダイヤル ☎(082)511-7196	☎空き家に関する相談 ☎司法書士	広島司法書士会 ☎(082)221-5345 ☎☎(082)223-4382
労働トラブル110番(電話相談)	23日(月)	10:00～16:00	相談ダイヤル ☎(082)511-7196	☎賃金未払いやサービス残業、新型コロナウイルスの影響による労働トラブル等の相談 ☎司法書士	広島司法書士会 ☎(082)221-5345 ☎☎(082)223-4382
法律相談	5日・12日・19日・26日、12月3日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則年度内1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎☎(082)423-0270 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談(相続・成年後見など)	11日(木)、18日(木)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	—	☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	—
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター(市役所北館1階2番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	—
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(木)、12月1日(木)	13:00～16:00	市役所北館1階相談室1	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)  (行政相談) ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932  (行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	八本松会場 11日(木)、12月9日(木)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 19日(木)	13:00～16:00	志和出張所 高屋西地域センター		
	高屋会場 24日(木)	13:00～16:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	黒瀬会場 2日(木)、12月7日(木)	9:00～12:00	福富保健福祉センター		
	福富会場 11日(木)、12月9日(木)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 17日(木)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 26日(木)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 20日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター			
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎(0120)279-338
人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く (電話・インターネットメールのみ)	電話相談 8:30～17:15 (外国語人権相談ダイヤルは9:00～17:00)	(全国共通) ・みんなの人権110番 ☎(0570)003-110 ・子どもの人権110番 ☎(0120)007-110 ・女性の人権ホットライン ☎(0570)070-810 ・外国語人権相談ダイヤル ☎(0570)090-911	インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター2階研修室3	☎広島弁護士会 ☎☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場(市民文化センター4階)	☎公証人 ☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

### 教えて 消費生活

「解約保証」のほがが、定期購入トラブルに注意

《事例》(60歳代 男性)

インターネット通販で、「初回300円、〇日間解約保証」と表示されたダイエツトサプリメントを注文した。効果を感ぜられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「〇日間解約保証のほが」と言いつつ、その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」と言われた。

《アドバイス》

商品注文するときは、「初回300円」といった目立つ表示だけでなく、定期購入の条件や継続期間、支払総額などの契約内容をよく確認しましょう。解約する場合、「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請制限があるなど、解約・返品が必要となる条件を確認する必要があります。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センター  
☎(082)421-7189